

復興構想会議の復興構想7原則の問題点

石塚 秀雄

1. はじめに

2011年3月11日に発生したいわゆる東日本大震災および福島原発事故は、近代日本史上未曾有の出来事と見なされ、日本社会構造の転換をもたらすものであるということについて、多くの人が同意している。しかし、どのような方向に社会構造あるいは社会システムが変動していくのかについては、統一した見解があるわけではない。むしろ、原子力発電所という社会的経済的インフラストラクチャーの取り扱いについては、その将来像について、賛否の対立は鮮明化している。いわゆる原発問題は、自然科学的問題あるいは環境の問題、医学的問題ばかりではなく、イデオロギー的問題である。対処療法的な対応策によって問題が解決可能であるというようなアプローチがとられがちであるが、そうした方法では、福島原発問題が引き起こした諸問題への適切な対応をすることはできない。社会的経済的問題としてどのように取り組むかがなによりも重要であり、こうした日本の社会的システムの転換を視野に入れた根本的議論が、今後活発化されなくてはならないであろう。

この点で重要な文章は、民主党菅直人政権下の政府の「東日本大震災復興構想会議」が2011年6月26日に出した「復興への提言に～悲惨の中の希望～」である。まとめ役の議長は五百旗頭真氏(防衛大学校長)であり、議長代理に安藤忠雄(建築家、東大名誉教授)と御厩貴(東京大学教授)がおり、12名の委員の中には、宮城、岩手福島三県の知事、学者、文化人、ジャーナリストなどであり、いわゆる経済界からはソニーから一名加わっているだけである(資料3参照)。

この復興会議の構成はこれまでの自民政権下の、財界およびその御用学者を中心とした諮問委員会のメンバー構成とは肌合いがいくらか違う。

しかし、この提言は新規に政権についた民主党政府による社会的転換にたいする希望的構想であり、その基本イメージ(構想)を示したものである。これをどのように評価するかは、一種イデオロギー分野の対立点を整理するという点で、きわめて重要であり、避けて通ることはできない作業である。

ここでは、与えられた字数が少ないので、大筋を示すのみであるが、批判は自己批判に裏打ちされたものでなければならないということを前提としつつ、小論を展開したい。

2. 復興構想提言の骨組み—復興構想7原則について

復興構想会議は政府が作った第三者機関のような体裁をとっての、政府のおずおずとしたしかしある種おしつけがましい構想の表明であることは間違いない。構想(イメージ)は計画(プラン)ではない。しかし、なぜ、構想を出したのかといえば、問題はすぐに計画を出せるような社会的合意を得た性質のものではないからである。

復興構想7原則は、政府側の基本理念を示したものである。煩をいわず以下に示す。

資料1. 「復興構想7原則」

原則1. 失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この視点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に継承し、国内外に発信する。

原則2. 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本と

する。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則3．被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会的可能性を追求する。

原則4．地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5．被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大地震からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6．原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興により一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則7．今をいきる私たち全てがこの大震災を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

さて、原則1は、多分に情緒的に「鎮魂」と科学的記録と教訓の提示を述べている。鎮魂とは宗教的用語であって、思想信条の自由の見地から、政府が使うべきものではない。今回の出来事を第二の敗戦と呼ぶ識者もいるが、敗戦後の「一億総懺悔」的な情動操作によって政府責任への視点から目をそれさせられてはならない。鎮魂と学術関係者による科学的分析とはコインの両面となっており、祈るだけの国民と、疑似客観性の性格を持たされた科学的分析が対置されて、国民すなわち社会による主体的な科学的分析の作業の必要性が、知らずのうちに捨象されているのである。ここには自然—科学という安易な結びつけがあるが、今回の出来事は、天災でも人災でもなく、その全体像は社会的災害なのである。自然や人間はそうした全体の一要素としてあることは、「科学」の根本定理であろう。それはともかく、社会的災害としては政府がなによりも第一責任を負うべきものであり、その政府の自己（事故）責任の表明を第一原則とすべきである。そして国民は自らの社会的責任としての主体的な立ち位置をとることを確

認する必要を示すものが第一原則としてふさわしいものであったろう。

原則2は、言葉通りには、地域コミュニティ主体の復興と国のサポートという構想で、おおむね賛成できるものである。しかし、日本政府はこれまで、平成の大合併や道州制の構想など、中央による地域への統制支配を続けてきたという前科があり、地方の財政的経済的主体性と国の財政的経済的サポートという明言のない主体性は、貧乏人の自由と同じことになる。そもそも地域社会・コミュニティとはどのようなものなのかという議論を国民的に積み上げることなく、安易にそうした用語をもてあそぶことは、実態とかけ離れた施策となる。たとえば、小さな漁村（漁港）を廃止するのはコミュニティの破壊にならないであろうか。また漁業権を廃しまたは制限することは漁民住民の主体的な経済活動を排除するものにならないであろうか（漁業権については本機関誌第36号庄司論文を参照のこと）。また地域コミュニティの主体とはなにか、という問題も明らかにしておく必要がある。原則2では地方自治体とは書いていないのであるから、より広い地域社会の主体（アクター）として考えるべきである。いわゆる地域住民という言葉があるが、これはアメリカのネイバーフッド・ムーブメント（近隣住民運動）などに由来する用語であり、コミュニティ運動の一側面にしか過ぎない。社会的アクターには、住民という区分以外にも経済主体、利益団体、市民組織、社会運動組織などがあり多様であって、こうした社会的アクターが民主的原理によって共同する領域を形成拡大することによって初めて、地域・コミュニティの主体的力の発揮が可能なのである。それ抜きにしては、地域コミュニティは、行政の単なる末端代行機関になるであろう。

原則3は、今回の出来事を奇禍として、東北を技術革新による産業発展モデルを目指そうとするものである。もとより経済発展は必要である。スクラップアンドビルドで、より革新的な産業政策をとる可能性は高まったといえるが、どのような地域経済モデルを作るかについては、地域の経済当事者による熟議と構想化が必要であろう。中

中央から持ち込まれ構想プランを実行するだけという形では、旧来の工場誘致などと大差はない。当面、医療産業推進プランなどが示されているが、地域経済革新のためには、多くの利害当事者によるグランドデザイン作りが必要があり、なによりも、地道な地域の生活経済の復興という観点が弱いのが見て取れる。それではどうすれば良いのか。地域コミュニティの経済主体中心の産業構想を構築する必要がある。それなしには、中央メニューをこなすということになるであろう。

原則4は、災害対策をした地域建設の促進である。ここに地域社会の強い絆を守りつつという文言があり、絆という流行語の発祥はこのあたりかもしれない。しかし、安心・安全のまち、自然エネルギー活用型地域の建設は、東日本だけの課題ではない。ここにも「きたるべき時代をリードする」地域の建設という文言を原則3の場合のようにつけ加えるべきであった。そうした視点の欠如は、たとえば、アメリカ政府の国家安全省のようなハザードプラン（「研究所ニュース」No.36参照）が日本にはないことに見られように、国民や地域の安全に対する政府責任の欠如が露呈している。体のどこかが壊れているからそこを直せば済むのだという対処療法的な発想であるが、いわば、生活習慣病にもかかっているのだから、総身体的な処置が必要なのである。ここで安易に自然エネルギー活用型地域と提示しているのは、生活習慣病には運動がなによりと言っているようなもので、全体的な解決をカバーするものではない。とりわけ、電力エネルギー問題という社会的インフラストラクチャーの経済的社会的問題の分析を深めることなく、部分的な代案にだけ注目するということになり、問題の全体像を見失うことになる。また、まちづくりについても、社会的インフラ問題、土地所有問題、居住区域問題、住宅建設問題、地域経済問題など、人々がくらしていくのに必要な諸問題こそが重要であるので、安全安心、自然エネルギーだけを強調したこの原則は、それらを保障することすらできないものになってしまう不十分な視点に基づいているものといえる。

原則5は、大震災からの復興と日本経済再生の

同時進行を目指すとしている。これは政府の危機意識を反映したものである。東北地方が日本の産業の後背地となっていることは、各種の大企業の工場が多くあり、大震災の結果、自動車部品やたばこの供給などに大きな支障を来したことが、目に見えて明らかになったからである。しかし、こうした一般的な決意表明は、なんの実効的なインパクトはなく、実態は、大企業の東北地方からの撤退と海外移転など、営利市場原則が地域社会原則より優先する傾向が出ている。この原則で必要なことは、復興と日本再生の同時進行を目指すならば、日本の産業経済システムの根本的な転換を目指すことである。そのためには、労働法制、経済活動法制、法人税制などの制度的な転換と何よりも地域産業政策見直し、安易な海外移転政策の見直し、当初米国があまり乗り気でなかった日本のTPP参加問題など、旧来の対米追従型の産業経済政策の方向転換を構想すべきであり、それ以外、同時進行的な再生はできないであろう。しかし、現状は同時崩壊的な方向に向かいつつある。

原則6は原発事故の早期収束を求めるという曖昧表現により、当面の対処療法を示したのみであり、原発否定ではなく継続の含みを残したものである。原発被災地への支援と復興に、より一層のきめ細やかな配慮をつくす、という慇懃無礼な表現は、原発被害者をおちょくっていると思えない。被害者は配慮の対象ではない。こういうところでこそ科学的な表現でもって政府や東電の責任を明確にして、配慮ではなく政府東電の当事者義務責任を明確に規定すべきであった。原発事故は人災でも天災でもない国家的社会的災害であり、政府の政策と東電の活動によって引き起こされたものである。それぞれが行動に責任をもってこそ市場社会は成立するのである。この無責任体制は、社会的規範を守れない日本の政府や大企業（たとえば、東京電力、JR西日本、オリンパス、大王製紙など）に顕著なことは、最近の事例にも事欠かない。しかし、そうしたことが蔓延することを許す市民社会の方にも責任がないわけではない。むしろわれわれとしては、市民社会の主体性の欠如が、政府の暴走や大企業の暴走を許すのだという反省に立たなければならぬ。われわれはだま

れていたのではない。考えなしであったのである。社会的な圧力や統制、対抗力をどのように発揮するかという主体的な責任が社会セクターにはある。神話と呼ばれるものは、一つの原初的な世界観であり、それ自体否定されるべきものではない。いわゆる安全神話を信じていたというのであれば、自らの低次な意識を認めなければならない。それから脱却するには、神話的世界観から脱却し、より高次な認識に至るための努力をしなくてはならない。そうした覚悟がなければ、別の新たな神話を信ずる人に移行するだけである。ドイツは2022年までに原発を全部廃止する脱原発を宣言した。スイス、イタリアなども脱原発を宣言した。ヒロシマ、ナガサキ、そしてフクシマを体験した日本が早急に脱原発を宣言できないのであれば、政府と国民自らが日本国家の品格をおとしめていることになるのは間違いない。

しかし、ドイツにみられるように社会セクターの運動なしには、脱原発は達成できない。その点でわれわれ日本の社会セクターの責任が問われる。改むるにはばかりなことなかれ。ただし、続原発派が強調する経済的問題、社会的インフラの問題も当然重要である。脱原発構想は、そうした課題も等閑視することなく、包摂した展望を構築しなくてはならない。

最後に、原則7は、大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進する、と述べている。この一見もっともらしい文言は、先に述べたように、敗戦後の一億総懺悔の精神に通じるものである。もちろん、これまでの絆ブームや被災地ボランティアや3000億円も集まった募金義援金の動きは、自らのことと受け止めて共感をもったからこそ実行された国民側の自発的な行為である。しかし、これをもって国民全体の連帯と分かち合いの顕現だとみなすことは、問題を曖昧化するものである。第一に、それは個人還元主義である。多くの善意の人が、自分になにかできることはないだろうかと考え、行動した。それは当然であるが、しかし、日本の個人主義は社会的存在としての個人という西洋的个人主義と若干異なる傾向を示すと言われるとおり、ミーイズムに近いものである。たとえば、募金の

行方は、まだ半分あまりが使われずに保留されているらしいが、大きく2つの団体すなわち日本赤十字社と中央共同募金会に集められ、それが主として被災地自治体に分配された。そこからいわば公的基金として分配されたのであり、方式として従来通りであった。募金基金をどのように使うか、ということまで被災地の人々が関与するシステムの構築が必要であったであろう。市民団体、社会団体が集めた募金は、地域コミュニティの当事者たちと直接的分配関与に基づいて使われるのが好ましい。それでこそ、地域コミュニティの経済的主体性が発揮できるのである。日本においては、ヨーロッパにおける社会的連帯金融など社会セクターあるいは市民セクターが経済参加するという組織的制度的仕組みが弱い。国民には人権だけでなく、社会権、政治権、労働権、文化権それに経済権が明示的に示されるべきである。日本国憲法は、その点の記述は不十分であるといわざるを得ない。

国民全体の連帯と分かちあいという文言は、当たり前の良い文言に見えるが、文章的にはナショナリズムの表現と、外国からは受け取られるであろう。また、この表現は漠然としたものしかイメージしない。読み取る人はそれぞれの意味を込めるかもしれないが、一つの気分として受け止めるにすぎない。政府は「連帯」とか「分かちあい」とかの言葉を、よそから借りてきて、適当に自分独自の政治的意味づけをして使っている。こうした態度はいかにも俗受けするものであるが、言葉の学問的定義づけの作業とはまったく別のものである。したがって政府文章に基づいて、学問的議論をしても仕方がないことであるが、「あたらしい公共」論に見られるように政治的バイアスに気づかず、議論をしがちになることは残念なことである。

そもそも政府の役割は、もし国民全体の連帯や分かちあいを推進したいならば、その手段と制度を保障する政府の義務を明記することなのである。それをしないならば、政府は公的責任を放棄して、国民の「自己責任」や連帯に対応を押しつけようとしているという批判を受けるのは当然である。

しかしながら、社会的連帯やいわゆる「分かち合い」（なにを示すのかは明確ではないが）が、市民社会に必要なことは確かである。それは市民社会のさまざまな側面すなわち政治、経済、文化等に関してどのように構築されるべきなのか、具体性を持ったものとして示される必要がある。しかし、それを示すのは政府の役割ではなく、社会セクターの側の主体的な仕事であろう。

結局、復興構想7原則に書かれていないのは、政府が責務を担うという強い決意である。また公的セクター、営利市場セクター、そして社会セクターの3つのセクターが存在し、それぞれの役割と性格があるという認識が不足し、相変わらず、政治を統制する政府（国家、地方自治体）、経済活動としての市場（営利企業）、消費者受給者としての国民という図式に固執した構想しか打ち立てられないのである。これでは各セクターがばらばらに個別セクター利益の最大化を目指すための相互関係という旧来型の解決策をとることになるであろう。

3. おわりに

この復興構想7原則の背後にある哲学は、提言本文に先立つ前文に見ることができる。この前文は、おそらく復興構想会議の特別顧問の梅原猛氏（哲学者）の筆が入ったものであることは、この文章の生死感にも現れているし、また提言の副題である「悲惨のなかの希望」という文学的表現にも反映されている。前文では破壊の後の喪失感を「かくてこの国の『戦後』をずっと支えていた《な

にか》が音を立てて崩れ落ちた」と書いている。それは「日本が『戦後』ずっと未解決のまま抱え込んできた問題が透けて見える」ようになってきたことにつながる。そして破壊の後の「希望」に満ちた足どりは、「つなぐ」という行為を媒介にして、「共生」をはぐくむ、という論理をたどっている。

こうした精神主義的な論理は、もちろん修辭的な文章としては是認されるであろう。しかし政治政策的な提言としては、単なる「気分」を表しているにすぎず、情緒的文章である。おそらく、前文は日本人の心構えといったことに関心が集中しており、こうした論理から、「がんばれ日本」とか「日本は一つ」と言ったスローガンが蔓延するのは故なきことではない。こうしたかつての日本浪漫派を想起させるような日本主義的文章を是認する政府は、政治の専門家というものではないと言えるが、しかし、もっとひねくれた世論誘導という深謀遠慮があるのかもしれない。少なくとも、3.11以降の一連の被害事象に対して、当事者責任の追及という批判精神を薄める役割を果たしていることは間違いない。政府の役割は、公益の実施と国民が主体的に諸活動を行うことを支援する制度と施策を実施することである。これに対して、市民社会の側からどのような提言や原則を対置することができるのかは、われわれが取り組まなければならない課題であり責任である。

復興提言の各論については、次の機会に論ずることとしたい。

東日本大震災復興構想会議「復興への提言」 (2011. 6. 25) の構成

前文

I. 本論

第1章 新しい地域のかたち

- (1) 序
- (2) 地域づくり、(まちづくり、むらづくり) の考え方
- (3) 地域類型と復興のための施策
- (4) 既存復興関係事業の改良・発展
- (5) 土地利用をめぐる課題
- (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス
- (7) 復興支援の手法

第2章 くらしとしごとの再生

- (1) 序
- (2) 地域における支えあい学びあう仕組み
- (3) 地域における文化の復興
- (4) 緊急雇用から雇用復興へ
- (5) 地域経済活動の再生
- (6) 地域経済活動を支える基盤の強化
- (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性
- (8) 復興のための財源確保

第3章 原子力災害からの復興に向けて

- (1) 序
- (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務
- (3) 被災者や被災自治体への支援
- (4) 放射線量の測定と公開
- (5) 土壌汚染への対応
- (6) 健康管理
- (7) 復興に向けて

第4章 開かれた復興

- (1) 序
- (2) 経済社会の再生
- (3) 世界に開かれた復興
- (4) 人々のつながりと支えあい
- (5) 災害に強い国づくり

II. 結び

東日本大震災復興構想会議 名簿

議長：五百旗頭真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授
 議長代理：安藤 忠雄 建築家、東京大学名誉教授
 議長代理：御厨 貴 東京大学教授
 委員：赤坂 憲雄 学習院大学教授、福島県立博物館館長
 内館 牧子 脚本家
 大西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
 河田 恵昭 関西大学社会安全学部長・教授
 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
 玄侑 宗久 臨済宗福聚寺住職、作家
 佐藤 雄平 福島県知事
 清家 篤 慶應義塾長
 高成田 享 仙台大学教授
 達増 拓也 岩手県知事
 中鉢 良治 ソニー株式会社代表執行役副会長
 橋本 五郎 読売新聞特別編集委員
 村井 嘉浩 宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

特別顧問 (名誉議長)

梅原 猛 哲学者

東日本大震災復興構想会議 検討部会 名簿

部会長：飯尾 潤 政策研究大学院大学教授
 部会長代理：森 民夫 全国市長会会長、長岡市長
 専門委員：五十嵐敬喜 法政大学法学部教授
 池田 昌弘 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長
 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
 今村 文彦 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
 植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授
 大武健一郎 大塚ホールディングス株式会社代表取締役副会長
 玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授
 河野龍太郎 BNP パリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト
 西郷真理子 都市計画家
 佐々木経世 イーソリューションズ株式会社代表取締役社長
 莊林幹太郎 学習院女子大学教授
 白波瀬佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授
 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授
 竹村 真一 京都造形芸術大学教授
 團野 久茂 日本労働組合総連合会副事務局長
 馬場 治 東京海洋大学海洋科学部教授
 広田 純一 岩手大学農学部共生環境課程学系教授
 藻谷 浩介 株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

(19名)

(五十音順、敬称略)